

第86期 定時株主総会招集ご通知

日時 2026年6月26日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 京都市勧業館「みやこめっせ」3階
第3展示場

 書面またはインターネット等による議決権行使期限
2026年6月25日(木曜日)午後5時まで

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件	
事業報告	19
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35

京都市勧業館「みやこめっせ」3階
第3展示場にて実施いたしますので
ご注意ください。

なお、株主総会にご出席の株主様
へのお土産の配布はございません。

任天堂株式会社

証券コード 7974

株 主 各 位

(証券コード 7974)

2026年6月2日

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

任天堂株式会社

代表取締役社長 古川 俊太郎

第86期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト(株主・投資家向け情報)に電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイト(株主・投資家向け情報)にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(株主・投資家向け情報)

<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>



また、当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイト(株主・投資家向け情報)にアクセスのうえ、銘柄名(任天堂)または証券コード(7974)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使について」の記載に従い、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 京都市勧業館「みやこめっせ」3階 第3展示場 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

- 第86期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 第86期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

以 上

議決権行使について



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2026年6月25日(木曜日)
午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、
2026年6月25日(木曜日)
午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細は次頁をご確認ください。



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(午前9時より受付を開始いたします。)

- (1) 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権の行使に関して、各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものいたします。
- (4) インターネット等により複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の前記当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。
2. 法令および定款に基づき、次に掲げる事項は書面交付請求された株主様にご送付している書面には記載しておりません。当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」および「株式会社の支配に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
3. 本株主総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、前記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 株主総会当日にご出席されない株主の皆様のため、会場での質疑応答要旨を、後日前記当社ウェブサイトにて掲載する予定ですので、ご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、インターネットへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

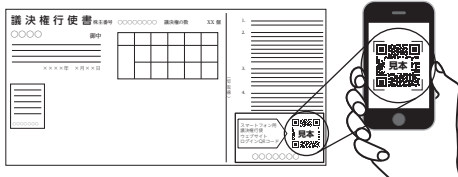
インターネットによる議決権行使期限
2026年6月25日(木曜日)
午後5時まで



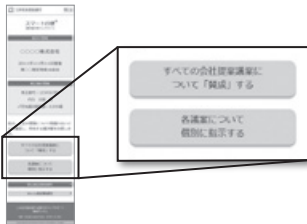
QRコードを読み取る方法（スマート行使）

議決権行使コード、パスワードを入力することなく、議決権行使をすることができます。

- 1 | スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 | 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



！ QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

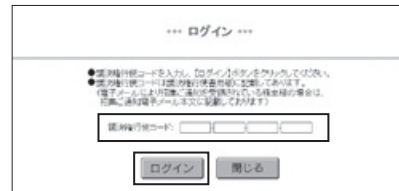
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「議決権行使コード、パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

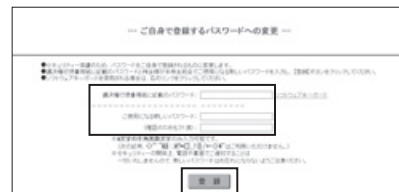
議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 | パソコン等から上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 | 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 | 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリックしてください。



- 4 | 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120(652)031** (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境の変化への対応や厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の40%を配当金総額の基準として発行済株式の総数(期末時点で保有する自己株式数を除く。)で除した金額」または「連結配当性向60%を基準とした金額」(いずれも1円未満を切り上げ)の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

当期の期末配当に関する事項につきましては、この方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金177円 総額204,050,680,785円

なお、中間配当金として1株につき42円お支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき219円（連結配当性向60.1%）となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

(注)当社は、昨今の当社グループの事業環境および財政状態を勘案し、株主の皆様への利益還元の姿勢をより明確にするため、2025年11月4日開催の取締役会において当期の期末配当より配当方針を上記に変更することを決議しております。当期の中間配当金は、変更前の配当方針に基づき中間期の連結営業利益の33%を中間期末の配当金総額の基準としております。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)古川俊太郎、宮本茂、高橋伸也、柴田聡、塩田興、別府裕介、Chris Meledandri、Miyoko Demay、八谷和彦の9氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会はすべての候補者について適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ふるかわ しゅんたろう

古川 俊太郎

再任

生年月日

1972年1月10日生

所有する当社株式の数

18,000株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4 月	当社入社
2012年 5 月	株式会社ポケモン社外取締役
2015年 7 月	経営企画室長
2016年 6 月	取締役(現在) 常務執行役員 経営統括本部管掌
2016年 9 月	グローバルマーケティング室担当
2018年 6 月	代表取締役社長(現在)

● 候補者とした理由

海外子会社や企画・管理部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、取締役としての実績に基づき、2018年6月より代表取締役社長に就任し、経営の指揮を執っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやもと

宮本

しげる

茂

再任

生年月日

1952年11月16日生

所有する当社株式の数

5,000株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 当社入社
2000年 6 月 取締役(現在)
情報開発本部長
2002年 5 月 専務取締役
代表取締役(現在)
2015年 9 月 フェロー(現在)

● 候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ソフト開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。また、映像やテーマパーク等のビジネスを指導・監督しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たかはし

高橋

しんや

伸也

再任

生年月日

1963年11月9日生

所有する当社株式の数

5,000株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社
2013年 6 月 取締役(現在)
企画開発本部長
2015年 9 月 企画制作本部長
開発総務本部管掌(現在)
2018年 6 月 専務執行役員(現在)
2023年 7 月 企画制作本部 統括本部長(現在)
技術開発本部・開発推進本部管掌(現在)

● 候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ソフト開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

しばた

柴田

再任

生年月日

1962年9月4日生

所有する当社株式の数

5,000株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

さとの

聡

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社入社
2000年 6 月 Nintendo of Europe GmbH
(現Nintendo of Europe SE) 社長
2018年 5 月 株式会社ポケモン社外取締役(現在)
2018年 6 月 取締役(現在)
営業本部長、業務本部長(現在)
2022年 6 月 常務執行役員(現在)
2023年 7 月 営業本部 統括本部長(現在)
アジア・オセアニア事業本部長
2025年11月 Nintendo of America Inc. CEO(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

Nintendo of America Inc. CEO

● 候補者とした理由

海外マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、海外子会社社長等を務め、会社経営にも精通しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しおた

塩田

再任

生年月日

1969年8月7日生

所有する当社株式の数

5,000株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

こう

興

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社
2015年 9 月 技術開発本部長(現在)
2017年 6 月 取締役(現在)
上席執行役員(現在)
2023年 7 月 製造本部管掌(現在)

● 候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ハード開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

べ っ ぶ ゆ う す け

別府 裕介

再任

生年月日

1963年9月8日生

所有する当社株式の数

10,000株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 5 月 当社入社
2009年 3 月 Wiiの間株式会社(2012年10月任天堂ネットワークサービス株式会社に商号変更)社長
2015年 9 月 ビジネス開発本部 副本部長
2019年 6 月 執行役員
ビジネス開発本部長
2022年 7 月 経営企画室長(現在)
2023年 6 月 上席執行役員(現在)
2024年 6 月 取締役(現在)

● 候補者とした理由

営業、マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、当社の経営戦略およびビジネスモデルの立案、映画事業等の外部パートナーとの協業を推進してきた実績を有しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

ク リ ス ・ メ レ ダ ン ド リ

Chris Meledandri

再任

社外

生年月日

1959年5月15日生

所有する当社株式の数

0株

第86期における

取締役会への出席状況

11回／12回(91.7%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 Partner of Meledandri/Gordon Co.
1991年 President of Steel Pictures at Disney Studios
1993年 SVP of Production of 20th Century Fox
1995年 EVP of Fox Family Films
1998年 President of Fox Animation
2007年 Founder of Illumination Entertainment
CEO of Illumination Entertainment(現在)
2021年 6 月 当社取締役(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

CEO of Illumination Entertainment

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

Illumination Entertainmentの創設者であり、映画プロデューサーとして数々の作品を制作された実績を有しております。企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

ミヨコ・デメイ

Miyoko Demay

再任

社外

独立役員

生年月日

1967年8月17日生

所有する当社株式の数

0株

第86期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年	Tiffany & Co. 入社
2006年	同社 Vice President of Japan Division
2009年	同社 Vice President of International Division
2013年	同社 Vice President of Global Sales Operations
2021年	President of Tiffany & Co. Japan Inc.
2023年	Senior Executive of Luxury Strategy & Operations(現在)
2024年 6 月	当社取締役(現在)

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

Tiffany & Co.本社においてGlobal Sales OperationsのVice Presidentを経て、Tiffany日本法人の社長を務めた実績を有しております。企業経営者として、またグローバルマーケットでのブランド戦略における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

は ち や か ず ひ こ

八 谷 和 彦

再任

社外

独立役員

生年月日

1966年4月18日生

所有する当社株式の数

100株

第86期における

取締役会への出席状況

10回／10回(100%)

※取締役就任後

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月 株式会社スパチオ研究所 入社
1998年 1 月 有限会社ペットワークス(現株式会社ペットワークス) 代表取締役
2010年 9 月 同社 取締役(現在)
2010年10月 東京藝術大学 美術学部 先端芸術表現科 准教授
2021年 4 月 同大学 美術学部 先端芸術表現科 教授
2023年 4 月 同大学 芸術情報センター長
2025年 6 月 当社取締役(現在)
2026年 4 月 東京藝術大学 大学院映像研究科 ゲーム・インタラクティブ
アート専攻 教授(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

東京藝術大学 大学院映像研究科 ゲーム・インタラクティブアート専攻 教授
株式会社ペットワークス 取締役

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

デジタル技術を活用した様々な作品(メディアアート)の創作、メールソフトの開発等幅広い活動実績を有しており、東京藝術大学の要職を務めております。美術分野における豊富な経験と知識に基づき、またソフト開発者、企業経営者として、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. Chris Meledandri氏は、社外取締役候補者であります。同氏が代表を務めるIllumination Entertainmentと当社は共に、『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』(2023年4月公開)に続き、『ザ・スーパーマリオギャラクシー・ムービー』(2026年4月公開)の制作に携わっております。当該映画の制作において、同社と当社グループの間では金銭の授受や知的財産権の利用許諾等を行っておらず、Chris Meledandri氏が当社の意向に影響を受ける取引関係および当社が同氏の意向に影響を受ける取引関係はありません。

一方、当社において、「任天堂独自のユニークな娯楽」の提供に取り組む中、映像ビジネスは一層重要な位置づけとなり、当該分野において豊富な知見を有する同氏およびIllumination Entertainmentとの関係についても重要性が高まっております。そのため、同氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届出を行っておらず、本総会において同氏の再任が承認された場合には、引き続き、当該独立役員の届出を行わない予定です。同氏の企業経営者としての視点やエンターテインメント分野における経験と知識は、当社に有益な効果をもたらしており、引き続き社外取締役として期待する役割を担っていただけるものと考えております。

3. Miyoko Demay氏および八谷和彦氏は、社外取締役候補者であり、各氏の兼職先と当社との間で取引等の関係はなく、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

4. Chris Meledandri氏、Miyoko Demay氏および八谷和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、各氏の在任期間は、本総会終結の時をもってChris Meledandri氏が5年、Miyoko Demay氏が2年、八谷和彦氏が1年となります。

5. 当社は、Chris Meledandri氏、Miyoko Demay氏および八谷和彦氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2026年6月26日に当該保険契約を更新する予定であります。

第 3 号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役 吉村卓哉、梅山克啓、新川麻、大澤栄子、明石敬子の5氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において候補者を審議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

たけなが

武永

ゆたか

豊

新任

生年月日

1962年12月4日生

所有する当社株式の数

0株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2008年10月 経理部長
2015年 9 月 経営統括本部 副本部長
2024年 2 月 内部監査室長(現在)

● 候補者とした理由

海外子会社での業務経験を含む、会計、税務、内部統制等における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。監査等委員として、内部監査部門等との連携や当社の監査・監督体制の強化に資すると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

しんかわ

新川

あさ

麻

再任

社外

独立役員

生年月日

1965年2月17日生

所有する当社株式の数

0株

第86期における

取締役会への出席状況

11回／12回(91.7%)

第86期における

監査等委員会への出席状況

13回／13回(100%)

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 弁護士登録
西村真田法律事務所
(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)入所
1997年 4 月 アーノルド・アンド・ポーター法律事務所勤務
1998年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2001年 1 月 西村総合法律事務所
(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)
パートナー(現在)
2019年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授
2020年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現在)
2021年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

〈 重要な兼職の状況 〉

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。

大澤 栄子

再任

社外

独立役員

生年月日

1963年2月27日生

所有する当社株式の数

500株

第86期における**取締役会への出席状況**

12回／12回(100%)

第86期における**監査等委員会への出席状況**

13回／13回(100%)

● **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1989年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所
 1993年 6 月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
 1993年 8 月 公認会計士登録
 2008年 7 月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー
 2021年 7 月 大澤公認会計士事務所 代表(現在)
 2021年 9 月 税理士登録
 2021年11月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人監督役員(現在)
 2023年 6 月 エクシオグループ株式会社 社外監査役(現在)
 2024年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現在)
 2026年 5 月 J.フロント リテイリング株式会社 社外取締役(就任予定)

＜ **重要な兼職の状況** ＞

大澤公認会計士事務所 代表
 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員
 エクシオグループ株式会社 社外監査役
 J.フロント リテイリング株式会社 社外取締役(2026年5月就任予定)

● **候補者とした理由および期待される役割の概要**

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さ か ち か
阪 智 香

新任

社外

独立役員

生年月日

1970年6月19日生

所有する当社株式の数

0株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 4 月 関西学院大学商学部 助教授（准教授）
2008年 4 月 同大学商学部 教授（現在）
2017年 4 月 同大学 学長補佐
2023年 4 月 同大学 大学評議会評議員
2024年 3 月 株式会社竹中工務店 社外監査役（現在）
2024年 4 月 関西学院大学 商学部長
2025年 5 月 関西学院 教職員選出評議員（現在）
2026年 6 月 朝日放送グループホールディングス株式会社
社外取締役（監査等委員）（就任予定）

〈 重要な兼職の状況 〉

関西学院大学商学部 教授
株式会社竹中工務店 社外監査役
朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（2026年6月就任予定）

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、関西学院大学の要職、財務会計基準機構サステナビリティ基準委員会委員および金融庁企業会計審議会委員等を務め、環境会計・サステナビリティ分野に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して、新たに選任をお願いするものであります。

（注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 新川麻氏、大澤栄子氏および阪智香氏は、社外取締役候補者であります。新川麻氏および大澤栄子氏につきましては株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っており、また阪智香氏につきましても独立役員として届出を行う予定であります。なお、大澤栄子氏および阪智香氏の兼職先の一部と当社との間に取引関係はありますが、両氏はいずれも業務執行に携わっておりません。
3. 新川麻氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 大澤栄子氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、新川麻氏および大澤栄子氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、阪智香氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で上記と同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2026年6月26日に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

当社取締役会における各取締役の主な専門性・経験は以下のとおりです。(2026年6月26日定時株主総会終結時予定)

取締役	当事業に対する理解	企業経営	ソフト制作 IP創出	ハード開発 技術研究	営業 マーケティング	グローバル ビジネス	財務会計 税務	法務 コンプライアンス	経営リスクの 管理
代表取締役社長 古川 俊太郎	●	●				●			●
代表取締役 フェロー 宮本 茂	●		●			●			
取締役 専務執行役員 高橋 伸也	●		●			●			
取締役 常務執行役員 柴田 聡	●	●			●	●			
取締役 上席執行役員 塩田 興	●			●		●			
取締役 上席執行役員 別府 裕介	●				●	●			
社外取締役 Chris Meledandri		●	●			●			
社外取締役 Miyoko Demay		●			●	●			
社外取締役 八谷 和彦		●	●	●					
取締役(監査等委員) 武永 豊	●						●		●
社外取締役(監査等委員) 新川 麻								●	●
社外取締役(監査等委員) 大澤 栄子							●		●
社外取締役(監査等委員) 阪 智香							●		●

第4号議案

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)の報酬は、固定報酬、業績連動報酬および株式報酬によって構成しております。このうち株式報酬に関しまして、2022年6月29日開催の第82期定時株主総会において、固定報酬および業績連動報酬とは別枠として、対象取締役に對し、以下の「現行の株式報酬」に記載の上限にて、譲渡制限付株式報酬を支給することをご承認いただいております。

今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与および株主の皆様との価値共有をより一層進めるため、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額の上限および発行または処分される当社の普通株式の総数の上限を、以下の「改定後の株式報酬」のとおりに改定したいと存じます。

	現行の株式報酬	改定後の株式報酬
譲渡制限付株式の付与のために 支給する金銭債権の総額	年額1億円以内	年額10億円以内
発行または処分される 当社の普通株式の総数	年10,000株以内(※)	年50,000株以内

※ 2022年6月29日開催の第82期定時株主総会において「年1,000株以内」としてご承認いただいておりますが、2022年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施したことに伴う調整として、発行または処分される当社の普通株式の総数の上限を「年10,000株以内」としております。

上記の改定点を除き、現行の株式報酬の内容に変更はありません。

なお、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は社外取締役3名を除く6名となります。

本議案における報酬額および発行または処分される当社の普通株式の総数の変更は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を勘案しつつ、任意の指名等諮問委員会で審議の上で取締役会において決定しております。なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の内容の概要は、事業報告(26頁)に記載のとおりです。本議案の内容は、同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために報酬枠として必要かつ合理的な内容となっております。以上の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、監査等委員会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

【ご参考】譲渡制限付株式割当契約の内容の概要

当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。本割当契約の内容は、以下の事項を含みます。

※現行の株式報酬の内容から変更はございません。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当を受けた日より当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他の正当な理由以外の理由により当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期は、2025年6月に発売したNintendo Switch 2 が順調な立ち上がりを見せ、その後も全世界で販売を伸ばしました。期末にかけては、2026年3月に発売した『ぽこ あポケモン』(※)がハードウェアの販売に貢献したことも加わり、通期の販売台数は1,986万台となりました。ソフトウェアについても、本体と同時に発売した『マリオカートワールド』が本体セットの販売分を含め1,470万本となったほか、2025年7月に発売した『ドンキーコング バナナザ』が452万本の販売を記録しました。また、10月に発売した『Pokémon LEGENDS Z-A Nintendo Switch 2 Edition』はパッケージ版のみで394万本の販売となりました。なお、本タイトルを含むNintendo Switch 2 Editionソフトのダウンロード版の販売本数は、Nintendo Switchソフトウェアとして集計しています。これらの結果、Nintendo Switch 2 ソフトの販売本数は4,871万本となりました。

発売から10年目を迎えたNintendo Switchも一定の需要が継続し、ハードウェアの販売台数は380万台となりました。ソフトウェアでは、『Pokémon LEGENDS Z-A』が885万本(『Pokémon LEGENDS Z-A Nintendo Switch 2 Edition』のダウンロード版を含む)の販売を記録したほか、2025年10月に発売した『スーパーマリオギャラクシー 2』が276万本、『スーパーマリオギャラクシー』が260万本の販売となりました。

Nintendo Switch 2 では専用のソフトウェアに加えてNintendo Switchソフトも遊んでいただけることから、

『マリオカート8 デラックス』や『Nintendo Switch Sports』など、前期以前に発売した定番タイトルも安定した販売となりました。また、『スーパー マリオパーティ ジャンボリー』や『あつまれ どうぶつの森』など、Nintendo Switch 2 Editionが発売された定番タイトルも安定した販売となっています。このような要因もあり、Nintendo Switchソフトの販売本数は1億3,691万本となりました。

ゲーム専用機におけるデジタルビジネスにおいては、パッケージ併売ダウンロードソフトの売上が増加したことなどにより、デジタル売上高は4,076億円(前期比25.0%増)となりました。

IP関連収入等については、主に映画関連の売上が減少したことにより、売上高は735億円(前期比9.7%減)となりました。

これらの状況により、売上高は2兆3,130億円(前期比98.6%増、うち、海外売上高1兆7,781億円、海外売上高比率76.9%)、営業利益は3,601億円(前期比27.5%増)となりました。また、持分法による投資利益827億円、受取利息460億円および為替差益443億円を計上したことなどにより経常利益は5,421億円(前期比45.6%増)となりました。さらに、投資有価証券売却益326億円を特別利益として計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は4,240億円(前期比52.1%増)となりました。

※ 国内では株式会社ポケモンが、海外では当社が発売・販売するタイトルです。

(2) 資金調達および設備投資の状況

当期におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの重要な資金調達は行っておりません。また、当社グループ

全体で492億93百万円の設備投資を実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発設備であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、お客様が求める娯楽の多様化や技術の進歩、それによる競争の激化により、変化の激しい状況が続いております。

このような市場環境の中で、当社グループは、独創的な楽しさを追求すると同時に、ご家族が安心して楽しむことができ、リビングの中心にあっても違和感のないような娯楽をお届けすることを通じて、「ユニークで安心な娯楽として任天堂を選んでいただく」ことを目指しております。そのため、ハード・ソフト一体型のゲーム専用機はもちろんのこと、映像コンテンツやモバイルアプリ、ロケーション、キャラクターグッズといったゲーム専用機ビジネスの枠外分野においても、お客様にご満足いただけるよう、一つひとつの商品やサービスの開発に丁寧に取り組み、「任天堂独自のユニークな娯楽」を充実させることで、「ユニークで安心な娯楽として任天堂を選んでいただく」理由を増やしてまいります。こうしたすべての事業活動は、「任天堂IPのファン拡大」と「長期間にわたるお客様との関係づくり」という2つの指針に基づいたものです。そして、これらの取り組みを通じて生まれたお客様とのつながりを、ニンテンドーアカウントを通じて「任天堂独自のユニークな娯楽」を直接お届けすることができる関係へと発展させ、世代を超えて末長く続く関係へと継続させてまいります。

当社は、Nintendo Switch 2 を2025年6月に発売しました。世界中の多くのお客様に受け入れていただいたNintendo Switchの後継機種として、その普及基盤を引き継ぎ、さらに多くのお客様に楽しんでいただけるよう、継続的にビジネスの活性化を推し進めてまいります。その一環として、魅力的なソフトウェアの継続的な投入のほか、開発の複雑化・長期化に対応した開発体制の強化、人材育成および開発効率の向上に優先的に取り組んでまいります。

以上の経営戦略に基づき、具体的には次のような施策を行ってまいります。

Nintendo Switch 2 は、順調なスタートを切ることができました。今後もハードウェアの勢いを維持しつつ、ソフトウェアとともに幅広いお客様にお届けすることを目指してまいります。Nintendo Switch 2 向けのソフトウェアでは、2026年5月に『ヨッシーとフカシギの図鑑』を発売し、6月に『Star Fox』、7月に『スプラトゥーンレイダース』を発売する予定です。発売済みタイトルのは話題性を維持するとともに、これらの新規タイトルを継続的に投入することにより、Nintendo Switch 2 ビジネスの拡大に努めてまいります。また、ソフトメーカー様からも多数のタイトルが発売される予定です。

Nintendo Switchについては、4月に『Pokémon Champions』を配信、『トモダチコレクション わくわく生活』を発売しました。また、7月に『リズム天国 ミラクルスターズ』を発売予定です。ハードウェアの普及基盤と豊富なソフトウェアラインアップを活かして、定番タイトルを含むソフトウェアの販売拡大、ならびに稼働の維持に努めてまいります。

当社グループはこれからも「娯楽は他と違うからこそ価値がある」という「独創」の精神を大切にし、時代に合わせて自らを柔軟に変化させながら、当社グループの強みを活かしたユニークな娯楽を提案することによって持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第83期 2023年3月期	第84期 2024年3月期	第85期 2025年3月期	第86期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上高	1,601,677	1,671,865	1,164,922	2,313,051
営業利益	504,375	528,941	282,553	360,117
経常利益	601,070	680,497	372,316	542,196
親会社株主に帰属する当期純利益	432,768	490,602	278,806	424,056
1株当たり当期純利益	371円41銭	421円39銭	239円47銭	364円51銭
総資産	2,854,284	3,151,394	3,398,515	3,805,312
純資産	2,266,466	2,604,998	2,725,446	2,955,180
自己資本比率	79.4%	82.6%	80.2%	77.6%
1株当たり純資産額	1,946円55銭	2,236円45銭	2,339円99銭	2,562円41銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
任天堂販売株式会社	300百万円	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of Europe SE	30百万ユーロ	100%	ゲーム専用機の販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にゲーム専用機（ハードウェア・ソフトウェア）の開発、製造および販売を行っております。また、映像コンテンツやモバイルアプリなどのIPを活用したビジネスも展開しております。主な売上は次のとおりであります。

○Nintendo Switch、Nintendo Switch 2、amiibo

○映像コンテンツ収入、スマートデバイス向け課金収入、キャラクターグッズ

(7) 主要な拠点

当 社：本社（京都）、東京支店、宇治工場（京都）

子会社：任天堂販売株式会社（東京）、Nintendo of America Inc.（アメリカ）、Nintendo of Europe SE（ドイツ）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,666名	461名増

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,287,260,000株(自己株式134,431,295株を含む。)

(注)会社法第178条の規定に基づき、2026年3月31日付で自己株式11,430,000株を消却いたしました。これにより、発行済株式の総数は、前期末(2025年3月31日)より11,430,000株減少しております。

(3) 株主数 484,413名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(百株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,850,176	16.05
(株)日本カストディ銀行(信託口)	578,328	5.02
ジェーピー モルガン チェース バンク 380752	432,446	3.75
(株)京都銀行	388,020	3.37
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	307,551	2.67
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	288,435	2.50
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	255,369	2.22
ジツク プライベート リミテッド シー	242,450	2.10
野村信託銀行(株)(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	210,545	1.83
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	153,806	1.33

(注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。

2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数(株)	交付された役員の数(名)
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	7,000	6

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては「3. 会社役員に関する事項」の「(4)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 川 俊太郎	フェロー 企画制作本部統括本部長 技術開発本部・開発推進 本部・開発総務本部管掌	Nintendo of America Inc. CEO
代 表 取 締 役	宮 本 茂		
取 締 役	高 橋 伸 也		
専 務 執 行 役 員			
取 締 役	柴 田 聡	営業本部統括本部長	CEO of Illumination Entertainment
常 務 執 行 役 員		業務本部長	
取 締 役	塩 田 興	技術開発本部長	
上 席 執 行 役 員		製造本部管掌	
取 締 役	別 府 裕 介	経営企画室長	東京藝術大学 芸術情報センター長、美術学部 先端芸術表現科 教授 株式会社ペットワークス 取締役
上 席 執 行 役 員			
取 締 役	Chris Meledandri		
取 締 役	Miyoko Demay		
取 締 役	八 谷 和 彦		梅山公認会計士事務所 代表 梅山税理士法人 代表社員 株式会社クラウドディアホールディングス 社外取締役(監査等委員) 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
取 締 役	吉 村 卓 哉		
(常勤監査等委員)			
取 締 役	梅 山 克 啓		
(監査等委員)			大澤公認会計士事務所 代表 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員 エクシオグループ株式会社 社外監査役 愛眼株式会社 社外監査役
取 締 役	新 川 麻		
(監査等委員)			
取 締 役	大 澤 栄 子		
(監査等委員)			
取 締 役	明 石 敬 子		
(監査等委員)			

- (注) 1. 取締役 Chris Meledandri氏、Miyoko Demay氏および八谷和彦氏ならびに取締役(監査等委員)梅山克啓氏、新川麻氏、大澤栄子氏および明石敬子氏はいずれも社外取締役であり、このうち、Chris Meledandri氏を除く6名はいずれも株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役(監査等委員)梅山克啓氏および大澤栄子氏は、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役(監査等委員)明石敬子氏は、税理士としての経験から企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 Chris Meledandri氏および八谷和彦氏ならびに取締役(監査等委員)梅山克啓氏、新川麻氏、大澤栄子氏および明石敬子氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
4. 取締役、執行役員および使用人等からの情報収集および内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、吉村卓哉氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 取締役 柴田聡氏の担当につきましては、2025年11月16日付で「営業本部 統括本部長、アジア・オセアニア事業本部長、業務本部長」より「営業本部 統括本部長、業務本部長」に変更いたしました。また同氏は、同日付でNintendo of America Inc. CEOに就任いたしました。
6. 2025年6月27日開催の第85期定時株主総会において、新たに八谷和彦氏が取締役として選任され、就任いたしました。なお、同氏は2026年3月31日付で東京藝術大学美術学部先端芸術表現科教授および同大学芸術情報センター長を退任し、同年4月1日付で東京藝術大学 大学院映像研究科ゲーム・インタラクティブアート専攻教授に就任いたしました。
7. 取締役（監査等委員）新川麻氏は、東京電力ホールディングス株式会社社外取締役でありましたが、2025年6月26日付で退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役Chris Meledandri氏、Miyoko Demay氏、八谷和彦氏、梅山克啓氏、新川麻氏、大澤栄子氏および明石敬子氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の役員であり、保険期間中に被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償請求金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担いたします。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。決定方針につきましては、任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役ごとの報酬限度額の範囲内で決定いたします。

なお、報酬水準等については外部調査機関の報酬調査を参考にするほか、報酬に関する事項については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において事前に審議し、取締役会に答申する体制としております。

1. 監査等委員でない取締役の報酬

監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および長期インセンティブとしての株式報酬によって構成しております。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。

固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の比率は特段定めておりません。

i) 固定報酬

固定報酬は、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月同額を支給いたします。

ii) 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結営業利益を指標とし、取締役会にて決定する限度額の範囲内で、各取締役の役職に応じたポイントをもとに事前に取締役会が定めた算式により算出した額を、毎年一定の時期に支給いたします。

さらに、支給対象年度を含む直近3事業年度の連結営業利益平均値および支給対象年度の連結営業利益のいずれもが、事前に取締役会で定めた金額を超過する場合には、追加の業績連動報酬を支給するものいたします。なお、追加支給する金額については、事前に取締役会で定めた算式により算出した額といたします。

iii) 株式報酬

株式報酬は譲渡制限付株式とし、取締役会にて各取締役の役職に応じた個人別の割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給いたします。譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合に解除いたします。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定し、毎月同額を支給いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、i) 固定報酬と業績連動報酬を合わせた金銭報酬、ii) 株式報酬に区分して、以下のとおり株主総会において決議いただいております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。

i) 金銭報酬:

年額18億円以内

うち固定報酬は年額5億円以内(うち社外取締役1億円以内)

2024年6月27日開催の第84期定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は8名(うち社外取締役2名)であります。

ii) 株式報酬：

譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額1億円以内、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、発行または処分を受ける当社の普通株式の上限は年10,000株以内

(注)当社は2022年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施いたしました。年間上限株式数は株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2022年6月29日開催の第82期定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、各取締役の職責に係る評価を俯瞰的に行うには代表取締役社長が最も適していると判断したため、代表取締役社長 古川俊太郎に対して、取締役(監査等委員を除く)に対する固定報酬の個人別の報酬額の決定を委任しております。当該報酬額の決定に際しては、任意の指名等諮問委員会において事前に審議を行っております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	1,105 (30)	227 (30)	792 (－)	85 (－)	9 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	70 (38)	70 (38)	－	－	5 (4)

- (注) 1. 当事業年度の取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容は、任意の指名等諮問委員会で審議の上、取締役会にて決議された決定方針に則り、固定報酬については代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて決定した額を、業績連動報酬については取締役会が定めた算式により算出した額を支給しておりますので、当社取締役会は、決定方針に沿うものと判断しております。
2. 業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、連結営業利益に0.3%を乗じた金額を、取締役会で決定した各取締役の役職に応じたポイントで按分して算出しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 譲渡制限付株式報酬の交付の状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式報酬の金額は当事業年度に費用計上した金額です。
4. 取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況(果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む。)
取 締 役	Chris Meledandri	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき発言を行う等、当社経営に対して有益な助言を行っております。当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、客観的立場から当社を監督するという役割を適切に果たしております。
取 締 役	Miyoko Demay	当期開催の取締役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として、またグローバルマーケットでのブランド戦略における豊富な経験と知識に基づき発言を行う等、当社経営に対して有益な助言を行っております。当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、客観的立場から当社を監督するという役割を適切に果たしております。
取 締 役	八 谷 和 彦	2025年6月27日就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に美術分野における豊富な経験と知識に基づき、またソフト開発者、企業経営者として発言を行う等、当社経営に対して有益な助言を行っております。当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、客観的立場から当社を監督するという役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	梅 山 克 啓	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	新 川 麻	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	大 澤 栄 子	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	明 石 敬 子	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての経験に基づく専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

(注) 上記のほか、取締役(監査等委員)梅山克啓氏、新川麻氏、大澤栄子氏および明石敬子氏は任意の指名等諮問委員会に委員として出席しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	対 象	金額(百万円)
当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額	PwC Japan有限責任監査法人	104
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	PwC Japan有限責任監査法人	126

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から必要な資料の提出や報告を受けた上で、監査計画の内容および報酬見積額の算定根拠、従前の監査内容および監査報酬額との比較等について確認し、検討した結果、会計監査人の当期の報酬等について適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、当社普通株式の売出しに係るコンフォートレターの作成業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	3,009,784
現金及び預金	1,791,802
受取手形及び売掛金	147,485
有価証券	425,054
棚卸資産	539,804
その他	105,690
貸倒引当金	△52
固定資産	795,528
有形固定資産	127,450
建物及び構築物	54,808
工具、器具及び備品	9,857
機械装置及び運搬具	2,126
土地	46,182
建設仮勘定	14,474
無形固定資産	44,647
ソフトウェア	11,103
その他	33,543
投資その他の資産	623,431
投資有価証券	420,875
退職給付に係る資産	18,769
繰延税金資産	121,899
その他	61,886
資産合計	3,805,312

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	760,148
支払手形及び買掛金	236,082
賞与引当金	5,062
未払法人税等	111,218
その他	407,783
固定負債	89,984
退職給付に係る負債	24,684
その他	65,299
負債合計	850,132
純資産の部	
株主資本	2,663,163
資本金	10,065
資本剰余金	15,041
利益剰余金	2,979,910
自己株式	△341,854
その他の包括利益累計額	290,861
その他有価証券評価差額金	53,422
為替換算調整勘定	237,438
非支配株主持分	1,155
純資産合計	2,955,180
負債純資産合計	3,805,312

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,313,051
売上原価		1,404,094
売上総利益		908,956
販売費及び一般管理費		548,839
営業利益		360,117
営業外収益		
受取利息	46,062	
持分法による投資利益	82,792	
為替差益	44,339	
その他	9,722	182,916
営業外費用		
支払利息	210	
有価証券償還損	424	
その他	203	837
経常利益		542,196
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	32,664	32,681
特別損失		
訴訟関連損失	6,414	
固定資産処分損	268	6,683
税金等調整前当期純利益		568,194
法人税、住民税及び事業税	176,290	
法人税等調整額	△32,188	144,101
当期純利益		424,092
非支配株主に帰属する当期純利益		36
親会社株主に帰属する当期純利益		424,056

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

7

訂昇書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(单位:百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	1,933,054
現金及び預金	1,274,303
受取手形及び売掛金	246,319
有価証券	109,033
棚卸資産	196,191
その他	107,205
貸倒引当金	△0
固定資産	429,639
有形固定資産	87,626
建物	29,320
工具、器具及び備品	4,424
土地	38,150
建設仮勘定	14,016
その他	1,714
無形固定資産	9,928
ソフトウェア	8,760
その他	1,167
投資その他の資産	332,084
投資有価証券	112,757
関係会社株式	64,072
繰延税金資産	135,058
その他	20,196
資産合計	2,362,693

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	558,156
支払手形及び買掛金	219,961
前受金	108,210
未払金	56,948
未払法人税等	98,366
賞与引当金	4,204
その他	70,466
固定負債	6,514
退職給付引当金	4,694
その他	1,819
負債合計	564,670
純資産の部	
株主資本	1,743,869
資本金	10,065
資本剰余金	11,584
資本準備金	11,584
利益剰余金	2,064,074
利益準備金	2,516
その他利益剰余金	2,061,557
固定資産圧縮積立金	18
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	1,201,539
自己株式	△341,854
評価・換算差額等	54,153
その他有価証券評価差額金	54,153
純資産合計	1,798,022
負債純資産合計	2,362,693

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,885,395
売上原価		1,371,696
売上総利益		513,698
販売費及び一般管理費		299,081
営業利益		214,617
営業外収益		124,619
受取利息	18,160	
受取配当金	37,523	
為替差益	63,352	
その他	5,581	
営業外費用		461
支払利息	0	
有価証券償還損	424	
その他	37	
経常利益		338,775
特別利益		32,664
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	32,664	6,583
特別損失		
固定資産処分損	168	
訴訟関連損失	6,414	
税引前当期純利益		364,856
法人税、住民税及び事業税	130,416	93,194
法人税等調整額	△37,222	
当期純利益		271,661

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

任天堂株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若	山	聡	満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	祐	介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	川	喜	一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

任天堂株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若	山	聡	満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	村	祐	介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	川	喜	一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。))に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

任天堂株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉村 卓哉

監査等委員 梅山 克啓

監査等委員 新川 麻

監査等委員 大澤 栄子

監査等委員 明石 敬子

(注) 監査等委員 梅山克啓、新川麻、大澤栄子及び明石敬子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

京都市勧業館「みやこめっせ」3階 第3展示場

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

交通のご案内

■京都市営地下鉄東西線

「東山駅」出口1・2番より徒歩約8分

■京都市営バス

①「岡崎公園 ロームシアター京都みやこめっせ前」

[32] [46] 系統

②「岡崎公園 美術館・平安神宮前」 [5] 系統

③「東山二条・岡崎公園口」 [31] [201] [202] [203] [206] 系統
下車

専用の駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

会場内の安全管理上、ご来場時に手荷物検査を実施させていただく場合があります。



任天堂株式会社

<https://www.nintendo.com/jp/>